

入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県病院局財務規程（平成16年病院局管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第189条第1項の規定により公告する。

令和8年3月6日

福島県ふたば医療センター附属ふたば復興診療所長 宮川 明美

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 全身用コンピューター断層撮影装置保守業務委託
- (2) 業務箇所 福島県ふたば医療センター附属ふたば復興診療所
- (3) 業務概要 別紙仕様書に定める対象機器の保守点検
- (4) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。
- (3) 薬事法第40条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める修理区分のうち、特定保守管理医療機器に係る修理区分の「画像診断システム関連」について、医療機器修理業許可を得ている者であること。
- (4) 過去2年間に福島県内の医療機関等において、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し履行している者であること。
- (5) 入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、行政機関が発注する業務委託等に関して、入札参加資格を停止する措置を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及びこれら関連法令により規定されている反社会的団員である暴力団員が実質的に経営する業者及びこれに準ずる者でないこと。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書と添付書類を郵送（期限必着）又は持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和8年3月13日（金） 午後5時まで
- (2) 提出場所 郵便番号 979-0604
福島県双葉郡檜葉町大字北田字中満289番-1
福島県ふたば医療センター附属ふたば復興診療所
電話番号 0240-23-6500

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

ア 場所 3に掲げる場所に同じ。

なお、入札説明書の交付は上記で行うほか福島県ふたば医療センター附属ふたば復興診療所ホームページにおいて公開する。

イ 期間 令和8年3月6日（金）～ 令和8年3月24日（火）

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年3月25日（水） 午後3時30分

イ 場所 福島県双葉郡檜葉町大字北田字中満289番—4
ならば薬局

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県ふたば医療センター附属ふたば復興診療所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(5) 本公告に関する問い合わせ先

福島県ふたば医療センター附属ふたば復興診療所

電話番号 0240-23-6500

ファクシミリ 0240-23-6502

電子メール futaba_recare@pref.fukushima.lg.jp

(参考)

地方自治法施行令 (抜粋)

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第32条第1項各号に掲げる者

2

(略)